

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 26 - 関東26 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成26年11月28日

【会社名】 株式会社ジャックス

【英訳名】 JACCS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 板垣 康 義
北海道函館市若松町2番5号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【本店の所在の場所】

【電話番号】 0138-26-4136(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員 尾形 茂 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

【電話番号】 03-5448-1311(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員 尾形 茂 樹

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第11回無担保社債(5年債)	10,000百万円
第12回無担保社債(7年債)	10,000百万円
計	20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年3月18日
効力発生日	平成26年3月26日
有効期限	平成28年3月25日
発行登録番号	26 - 関東26
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 150,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
26 - 関東26 - 1	平成26年6月6日	20,000百万円	-	-
実績合計額(円)		20,000百万円 (20,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 130,000百万円
(130,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

- 株式会社ジャックス 本部
(東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号)
- 株式会社ジャックス 札幌支店
(北海道札幌市中央区北一条西六丁目1番地2)
- 株式会社ジャックス 仙台支店
(宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号)
- 株式会社ジャックス 神戸支店
(兵庫県神戸市中央区雲井通四丁目2番2号)
- 株式会社ジャックス 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16)
- 株式会社ジャックス 東京支店
(東京都品川区上大崎二丁目25番2号)
- 株式会社ジャックス 千葉支店
(千葉県千葉市中央区新田町1番1号)
- 株式会社ジャックス 横浜支店
(神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号)
- 株式会社ジャックス 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号)
- 株式会社ジャックス 大阪支店
(大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号)
- 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
- 証券会員制法人札幌証券取引所
(北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)
- (注) 印は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	株式会社ジャックス第11回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.342%
利払日	毎年6月5日および12月5日
利息支払の方法	<p>1.利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成27年6月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月5日および12月5日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半年間に満たない利息を計算するときは、その半年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2.利息の支払場所</p> <p>別記(注)10.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成31年12月5日
償還の方法	<p>1.償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2.償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成31年12月5日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3.償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)10.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息はつけない。
申込期間	平成26年11月28日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成26年12月5日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保の種類	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する株式会社ジャックス第12回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注) 1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

信用格付: A - (シングルAマイナス)(取得日 平成26年11月28日)

入手方法: R & Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

信用格付: A - (シングルAマイナス)(取得日 平成26年11月28日)

入手方法: JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

(1) 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「財務代理人」という。)との間に平成26年11月28日付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の事務を委託する。

(2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告する。

(4) 本社債の社債権者が財務代理人に請求または通知を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、支払期日の翌日から7日以内にその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても弁済することができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。

(2) 前号の規定により期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を公告する。

6. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

7. 社債権者集会

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)2.ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社または財務代理人に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または財務代理人に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

(4) 本項第1号および前号にともなう事務手続については、財務代理人が当社の名においてこれを行うものとし、財務代理人が社債権者からの請求を受けつけた場合には、すみやかにその旨を当社に通知し、その指示にもとづき手続を行う。

(5) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前四号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

8. 発行代理人および支払代理人

別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

9. 社債要項の公示

当社は、その本店および財務代理人の本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	5,000	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,000	
計	-	10,000	-

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる社債券に該当し、当社は金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当します。当社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの持分法適用会社であり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社です。本社債の発行価格および利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、みずほ証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事が主幹事会社として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、かつ本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じております。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定しました。

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行社債(短期社債を除く。)(7年債)】

銘柄	株式会社ジャックス第12回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.545%
利払日	毎年6月5日および12月5日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成27年6月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月5日および12月5日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半年に満たない利息を計算するときは、その半年間の日割でこれを計算する。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記(注)10.「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	平成33年12月3日

償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、平成33年12月3日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（注）10.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息はつけない。
申込期間	平成26年11月28日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成26年12月5日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保の種類	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する株式会社ジャックス第11回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

信用格付：A - （シングルA マイナス）（取得日 平成26年11月28日）

入手方法：R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：A - （シングルA マイナス）（取得日 平成26年11月28日）

入手方法：JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付情報」の「当月格付」（http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる（もしくは保留される）ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

- (1) 当社は、株式会社みずほ銀行(以下「財務代理人」という。)との間に平成26年11月28日付本社債財務及び発行・支払代理契約を締結し、財務代理人に本社債の事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告する。
- (4) 本社債の社債権者が財務代理人に請求または通知を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。

5. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。
 - 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、支払期日の翌日から7日以内にその履行をしないとき。
 - 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。
 - 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても弁済することができないとき。
 - 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
 - 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
 - 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。
- (2) 前号の規定により期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を公告する。

6. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)2.ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社または財務代理人に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または財務代理人に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本項第1号および前号にともなう事務手続については、財務代理人が当社の名においてこれを行うものとし、財務代理人が社債権者からの請求を受けつけた場合には、すみやかにその旨を当社に通知し、その指示にもとづき手続を行う。
- (5) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前四号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

8. 発行代理人および支払代理人

別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

9. 社債要項の公示

当社は、その本店および財務代理人の本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則に従って支払われる。

4【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,000	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	3,500	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,500	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	1,000	
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	102	19,898

(注)上記の払込金額の総額は、第11回無担保社債および第12回無担保社債の合計金額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額19,898百万円は、全額を平成26年12月10日までに運転資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第83期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第84期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月8日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第84期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成26年11月11日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年11月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類とされている有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までにおいて変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ジャックス本店（北海道函館市若松町2番5号）
株式会社ジャックス本部（東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号）
株式会社ジャックス札幌支店（北海道札幌市中央区北一条西六丁目1番地2）
株式会社ジャックス仙台支店（宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号）
株式会社ジャックス神戸支店（兵庫県神戸市中央区雲井通四丁目2番2号）
株式会社ジャックス大宮支店（埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16）
株式会社ジャックス東京支店（東京都品川区上大崎二丁目25番2号）
株式会社ジャックス千葉支店（千葉県千葉市中央区新田町1番1号）
株式会社ジャックス横浜支店（神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号）
株式会社ジャックス名古屋支店（愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号）
株式会社ジャックス大阪支店（大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号）
株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
証券会員制法人札幌証券取引所（北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

（注） 印は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。